平成２２年（フ）第３２１号
山梨県甲府市国母４丁目14番９号保坂住宅１号
債務者　谷口　勝見
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
山梨県甲府市上石田２丁目28番３号コーポＯ＆Ｍ　101号室
債務者　若井　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
北海道苫小牧市花園町４丁目３番17号
債務者　山形　真弓
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１７８号
北海道苫小牧市字沼ノ端644番地の６　サンエスエスハイ102
債務者　大泉　昌三
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４０７号
静岡県浜松市天竜区芦窪209番地の１
債務者　藤原　宏美
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１９５３号
愛知県瀬戸市池田町32番地　シャトレーン輝203
債務者　河野　哲也
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９５４号
愛知県瀬戸市池田町32番地　シャトレーン輝203
債務者　河野　明美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７５号
神戸市中央区中山手通３丁目16番７―902号、従前の住所神戸市中央区北野町４丁目19番35―302号
債務者　井上　隆雄
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９３号
神戸市長田区長尾町２丁目17番16号朝倉ハイツ201号、従前の住所神戸市長田区高取山町２丁目８番19号
債務者　内村小百合（旧姓松﨑）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０５号
兵庫県宝塚市小林２丁目12番25―213号
債務者　森永古登美（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２６０号
兵庫県伊丹市池尻５丁目24番地　共給住宅213号
債務者　大山　正幸
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２７５号
宝塚市中山五月台５丁目２番４―303号
債務者　齋藤　雅子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２７７号
兵庫県伊丹市瑞穂町６丁目29番地みずほマンション503号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町旭ヶ丘１番地350
債務者　田中　弘幸
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２９０号
兵庫県伊丹市昆陽南４丁目７番３―305号、前住所兵庫県西宮市名塩ガーデン14番４号
債務者　石口　智子（旧姓西口）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５８号
兵庫県南あわじ市伊加利2498番地
債務者　下川　　浩
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第５９号
兵庫県南あわじ市福良丙28―７漁民住宅Ｂ―15、住民票上の住所兵庫県南あわじ市福良乙1188番地１
債務者　橋本　崇平
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第８９号
広島県尾道市福地町２番８―52号
債務者　鞘本　絹枝
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係